

高 福 号 外
令和5年10月5日

小規模多機能型居宅介護事業所 各位
認知症対応型共同生活介護事業所 各位

米沢市健康福祉部高齢福祉課長

（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護
における短期利用に係る届出書について

日頃より本市介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、（介護予防）小規模多機能型居宅介護における短期利用居宅介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護における短期利用認知症対応型共同生活介護（以後、「短期利用共同生活介護」と称する。）に係る届出書を作成しましたので、これから算定する予定の事業所様におかれましては、別添の届出書を御提出いただくようお願いいたします。

また、短期利用の開始にあたって、運営規程や重要事項説明書への追記が必要となりますので、併せて運営規程の変更届を御提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 （介護予防）小規模多機能型居宅介護における短期利用居宅介護について
- 2 （介護予防）認知症対応型共同生活介護における短期利用共同生活介護について

米沢市健康福祉部高齢福祉課事業管理担当

鈴木

電話 0238-22-5111（内線 3902）

(介護予防)小規模多機能型居宅介護における短期利用居宅介護について

1 短期利用居宅介護の概要

登録者以外の利用者が緊急で指定小規模多機能型居宅介護を短期利用した場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、所定の単位数を算定するものです。注意点として、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用する必要があります。

短期利用居宅介護費の算定に当たっては、以下の基準に適合していることが条件となります。

厚生労働大臣が定める基準(令和4年4月14日厚生労働省告示第161号)

五十四 短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

ロ 利用の開始に当たって、あらかじめ七日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内）の利用期間を定めること。

ハ 指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める従業者の員数を置いていること。

ニ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の注4※を算定していないこと。

※注4 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

2 運営規程、重要事項説明書に盛り込むべき内容【参考例】

- ・下記の条項例を参考にして、短期利用居宅介護に関する内容を記載してください。
- ・契約書、料金表等にも、同様に短期利用に関する内容を追記してください。

【参考例】

(短期利用居宅介護)

第〇条 本事業所は、次の場合に限り、本事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

- (1) 本事業所の登録者数が登録定員未満であること。
- (2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用することが必要だと認めること。
- (3) 本事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。

2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、本事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

3 短期利用開始に係る必要書類一覧

短期利用居宅介護を開始するにあたり、事前に下記の書類を高齢福祉課事業管理担当に届出てください。

短期利用居宅介護費の算定	①（介護予防）小規模多機能型居宅介護における短期利用に係る届出書 ②変更届出書（運営規程の変更について） ③重要事項説明書 ④（参考様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
--------------	---

(介護予防)認知症対応型共同生活介護における短期利用共同生活介護について

1 短期利用共同生活介護の概要

事業所の共同生活介護の定員の範囲内で空いている居室等を利用し、利用者が1の共同生活住居につき1名で、あらかじめ30日以内の期間を定めて利用した場合、利用者の要介護状態区分に応じて、所定の単位数を算定するものです。

ただし、介護支援専門員が、居宅サービス計画に位置付けられていない緊急のサービス利用が必要と認めた場合は、事業所毎に1人まで利用定員を超えて受け入れることができます。

短期利用共同生活介護費の算定に当たっては、以下の基準に適合していることが条件となります。

厚生労働大臣が定める施設基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が一であること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。
- (3) 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護（以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、(一) 及び (二) の規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

- (一) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。
- (二) 一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
- (5) 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。
- (6) イ(2)※に該当するものであること。

ニ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
- (2) ハ(2)から(6)までに該当するものであること。

※イ(2) 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員数を置いていること。(人員基準を満たしていること)

2 運営規程、重要事項説明書に盛り込むべき内容【参考例】

- ・下記の条項例を参考にして、短期利用共同生活介護に関する内容を記載してください。
- ・契約書、料金表等にも、同様に短期利用に関する内容を追記してください。

【参考例】

(短期利用共同生活介護)

第〇条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は1の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症対応型共

同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

- 5 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合には、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

3 短期利用開始に係る必要書類一覧

短期利用共同生活介護を開始するにあたり、事前に下記の書類を高齢福祉課事業管理担当に届出てください。

短期利用認知症対応型 共同生活介護費の算定	①（介護予防）認知症対応型共同生活介護における短期利用に係る届出書 ②変更届出書（運営規程の変更について） ③重要事項説明書 ④介護従業者の研修修了証の写し（Ⅰ～Ⅲのいずれか） （Ⅰ）認知症介護実務者研修専門課程 （Ⅱ）認知症介護実践研修（実践リーダー研修もしくは認知症介護実践リーダー研修） （Ⅲ）認知症介護指導者養成研修 ⑤（参考様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
--------------------------	--